

4 個 保 審 第 8 号
令和 4 年 8 月 1 8 日

福 岡 県 知 事 殿

福岡県個人情報保護審議会
会長 小 林 登

個人情報の保護に関する法律の改正等に伴う個人情報保護制度における
対応について（答申）

令和 4 年 4 月 2 8 日 4 広第 4 9 号により諮問のあった、個人情報の保護に関する法律の
改正等に伴う個人情報保護制度における対応について、当審議会の意見は別紙のとおりで
す。

個人情報の保護に関する法律の改正等に伴う個人情報保護制度における対応について（答申）

番号	項目	関連条文		概要	検討内容	審議会の結論
		改正法	現条例			
1	条例要配慮個人情報 (任意規定事項)	60条5項	3条3項	<ul style="list-style-type: none"> 改正法では、本人に対する不利益が生じないように取扱いに特に配慮を要する記述等が含まれる「要配慮個人情報」を規定。 上記に加えて、地域の特性等に応じて配慮を要する個人情報として「条例要配慮個人情報」を条例で定めることが可能。 	<ul style="list-style-type: none"> 条例要配慮個人情報の追加が必要か。 	<ul style="list-style-type: none"> 条例要配慮個人情報を追加する必要性は認められない。 今後、県の新たな施策や社会状況の変化等を踏まえ、要配慮個人情報の追加に係る必要性について検討を行うことが望ましい。
2	個人情報取扱事務 登録簿の作成 (任意規定事項)	75条5項	10条	<ul style="list-style-type: none"> 改正法で新たに作成が義務付けられた個人情報ファイル簿に加えて、現条例で規定する「個人情報取扱事務登録簿（以下、「登録簿」という。）」の作成についても条例で定めることが可能。 	<ul style="list-style-type: none"> 登録簿の作成及び公表をすべきか。 	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報の適正な管理、本人の権利利益の保護の観点から、登録簿を作成・公表することが適当である。 登録簿の作成に当たっては、各所属の過度な負担とならないよう、個人情報ファイル簿の登録事項を踏まえつつ、可能な限り記載事項を簡略化することが適当である。
3	不開示情報 (任意規定事項)	78条2項	情報公開条例7条1項	<ul style="list-style-type: none"> 情報公開条例では開示となる情報が、改正法で不開示情報として規定されている場合であっても、当該情報を条例で規定することにより、不開示情報から除くことが可能。 情報公開条例では開示しないこととされている情報が、改正法で不開示情報として規定されていない場合であっても、情報公開法上の不開示情報に準ずる情報については当該情報を条例で規定することにより不開示情報に追加することが可能。 	<ul style="list-style-type: none"> 情報公開条例の不開示情報との整合性を確保するため、条例で定めることにより、改正法の不開示情報から除く、又は、不開示情報として追加する必要があるか。 	<ul style="list-style-type: none"> 情報公開条例で開示することとされている情報について、法第78条第1項各号の不開示情報とされており情報公開条例との整合性を確保するため不開示情報から除く旨の規定を条例において設ける必要があるものは認められず、規定の必要性は認められない。 情報公開条例の不開示情報との整合性を確保するため、条例において不開示情報として追加する必要があるものは認められず、規定の必要性は認められない。
4	開示決定等の期限 (任意規定事項)	83条1項、2項	18条19条	<ul style="list-style-type: none"> 改正法で規定する開示決定等の期限（決定期限30日、延長期間30日）は、現条例で規定する期限（同各15日、15日）より長い期間となっているが、「開示の手続に関する事項」である開示決定等の期限は、条例で規定することにより、より短い期間とすることが可能。 	<ul style="list-style-type: none"> 法に定める開示請求の決定期限等の日数を、現条例の決定期限等に短縮するか。 	<ul style="list-style-type: none"> 開示請求等の期限は、法に定める期限を短縮し、現条例の決定期限に合わせるものが適当である。
5	開示請求に係る手数料 (必要規定事項)	89条2項	23条	<ul style="list-style-type: none"> 開示請求に係る実費（申請事務処理費用（請求受付、情報検索等）、開示実施必要経費（写しの作成経費等））の範囲内において、条例で規定可能（無料可）。 開示請求の手数料とは別に、開示文書の写しの交付に要する費用を実費として徴収することも可能。 ※現条例では手数料は徴収せず、写しの交付費用を実費として徴収。 	<ul style="list-style-type: none"> 手数料徴収とするか、写しの交付に係る費用とするか。 	<ul style="list-style-type: none"> 請求者に対する負担や、実務における負担を増やさず、情報公開条例との整合性を保つという観点を踏まえ、開示請求に係る手数料は、条例において無料と規定することが適当である。 開示文書の写しの交付に要する費用については、現行制度における従量制の費用と同額とすることが適当である。
6	行政機関等匿名加工 情報の利用に係る手数料 (必要規定事項)	119条3項、4項	—	<ul style="list-style-type: none"> 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならないこととされている。 	<ul style="list-style-type: none"> 手数料について、条例で定める手数料の額を政令で定める額と同額と定めてよいか。 	<ul style="list-style-type: none"> 手数料については、改正法において、「実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料」とされており、本県において特に考慮すべき事情はないことや現在、同様の制度を運用している他県においても政令で定める額と大きな乖離はないことを踏まえ、政令で定める額と同様の額とすることが適当である。
7	審査会への諮問 (必要規定事項)	105条3項	41条51条56条1項	<ul style="list-style-type: none"> 現在は現条例に基づき設置された個人情報保護審議会に諮問しているが、改正法では行政不服審査法に基づく機関（行政不服審査会）への諮問が義務付けられる。 条例により現条例の個人情報保護審議会を行政不服審査会として位置付けることで、引き続き同審議会を活用することも可能。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行の個人情報保護審議会を行政不服審査会として位置付け、引き続き同審議会に諮問するか。 	<ul style="list-style-type: none"> これまでの審議会における知見の積み重ねやインカメラ方式の審議の特殊性を踏まえ、現行の個人情報保護審議会を行政不服審査会として位置付けることが適当である。
8	審議会への諮問 (任意規定事項)	129条	51条2項	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合に限り審議会へ諮問することが可能。 	<ul style="list-style-type: none"> 審議会機能を残すか。 	<ul style="list-style-type: none"> 現条例第51条第2項第3号及び第4号に定めた審議会機能を残すことが適当である。